

2021年〇月〇日

社員各位

総務部長 ○〇〇〇

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関する取扱い

みなさんご存じの通り、全国民が新型コロナウイルス感染症のワクチン接種ができるように、厚生労働省を中心に対策が進められています。今後、従業員のみなさんにも自治体から接種のお知らせが届き、接種することになるでしょう。

当社ではワクチン接種を推進するために、下記の通り接種に関する事項をとりまとめました。原則、全従業員が早期に接種することで、新型コロナウイルス感染症が収束し、通常の業務運営ができることを願っています。

記

1. 接種日当日取扱い

接種日当日は、原則として勤務としますが、接種に必要な時間(会場への移動時間を含む)および接種後に副反応等で勤務が難しい場合については、その時間を「特別有給休暇」として勤務したものととして取扱います。

この取扱いは、2回の接種のそれぞれについて適用します。なお、この特別有給休暇は、2021年6月1日～〇〇年〇月〇日までの接種日に限り取得できます。

2. 副反応が出た場合の取扱い

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、その翌日を中心に一定の割合で接種後に副反応が出ると報告されています。副反応により勤務が難しい場合には、会社まで連絡の上、年次有給休暇を取得し、休養してください。

3. 接種日の調整

接種日に関して、同じ部署で多くの人が一度に受けることで、業務に大きな支障が出ることは避けなければならないと考えています。上長は、従業員の接種予定日(接種希望日)を把握して、業務にできるだけ支障が起きないように調整をお願いいたします。また、従業員のみなさんのご協力をお願いいたします。

4. その他

- ・ 接種に関して、会社は役所との個別調整は行いません。従業員のみなさんで調整していただくようお願いいたします。
- ・ ご家族の接種の付き添いについて、休暇等を取得することもあると思いますが、特別有給休暇は従業員の接種日に取得できるものです。ご了承ください。
- ・ 接種日に特別有給休暇を取得した際には、「特別有給休暇申請書」にて申請してください。その際、接種の事実が分かる書類の添付をお願いします。

以上